

(様式第1)

疑義照会(回答)票

照会日 平成22年11月8日

照会部署名 千代田年金事務所 厚生年金適用課

照会担当者 課長 小林 勉

連絡先 [REDACTED]

メールアドレス [REDACTED]

業務実施部署の長の確認

田 中

(受付番号)

ブロック本部受付番号 No. 2010-106

本部受付番号 No. 2010-1129

※ 受付番号は、ブロック本部及び品質管理担当部署において記入します。

(案件)

収入がある者の被扶養者の認定について

(照会に係る諸規定等の名称、条文番号)

健康保険法第3条第7項、昭和52年4月6日保発第9号

(内容)

現在被扶養者として認定されている18歳の子について、今後、年間収入が130万円を超える見込みがある。東京都発行の愛の手帳(知的障害4度)の交付を受けているが、被扶養者認定基準にある厚生年金保険法の障害年金の受給要件に該当する程度の障害者であれば年収が180万円未満のため引き続き被扶養者となることができる。

被扶養者の認定に際し、厚生年金保険法による障害年金の受給要件に該当する程度の障害者であるかどうかについて、診断書等を提出してもらい年金事務所で判断するのか、機構本部に進達して判断するのか、認定の方法についてご教示ください。

(ブロック本部回答)

愛の手帳（東京都療育手帳）における程度区分（1度～4度）については、発行元である東京都福祉保健局が判定しているが、その具体的な判定基準については不明のため、「知的障害4度」が障害年金の受給要件に該当する程度の障害者かどうかについては、一概に判断することはできない。その判断基準や方法についても諸規定では明確に定められていなかったため、機構本部へ照会します。

回答日（又は本部への照会日） 平成22年11月18日

回答部署名 南関東ブロック本部適用徴収支援部厚生年金適用支援グループ

回答作成者 マニュアルインストラクター（役職名）川合 満男

連絡先 [REDACTED]

メールアドレス [REDACTED]

所属部署の長の確認

今 泉

(本部回答)

2010-257 を参照として、判断いただきたい。

回答日 平成22年12月10日

回答部署名 厚生年金保険部適用企画指導グループ

回答作成者 (一般) 上 仁 武

連絡先 [REDACTED]

メールアドレス [REDACTED]

主管担当部署の長の確認

(軽微なものについてはグループ長)

山上